埼玉県希少野生動植物種検討委員会設置要綱

（目的）

第１条 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に規定する指定希少野生動植物種、希少野生動植物保護区等、条例に関する必要な事項を検討することを目的として、埼玉県希少野生動植物種検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

（１）条例の規定に基づく指定希少野生動植物種の候補種の選定

（２）条例の規定に基づく希少野生動植物保護区の候補地の選定

（３）条例の規定に関する事項のうち知事が必要と認めた事項

（４）埼玉県レッドリスト（植物編）随時更新に関すること

（５）希少野生動植物種の情報の取扱いに関すること

（委員）

第３条 委員会の常任委員は１５名以内とし、学識経験者、民間団体の代表及び行政機関のうちから知事が選任する。

２ 前条（４）に掲げる事項を調査審議させるため、必要があるときは、委員会に臨時委員を選任することができる。臨時委員は、学識経験者、民間団体の代表及び行政機関のうちから、会長が選任する。

３ 常任委員の任期は、３年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４ 臨時委員の任期は、前条（４）に掲げる事項に関する調査審議が終了するまでとする。ただし、委員全員の任期が満了する等、委員全員がその地位を失ったときは、臨時委員もまた、任期中にかかわらず、その地位を失う。

（会長及び副会長）

第４条 委員会に、委員の互選により、会長及び副会長１名を置く。

２ 会長は、委員会を代表し、その事務を掌理する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代理する。

（会議）

第５条 委員会の会議は、会長が招集する。

２ 委員会の議長は、会長がこれに当たる。

３ 会長は、必要に応じて、委員会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

（部会）
第６条 委員会に部会を置くことができる。
　２ 部会に必要な事項は、会長が別に定める。
（事務局）
第７条 委員会の庶務は、環境部環境科学国際センターで処理する。
（その他）
第８条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。
（附則）
　この要綱は、平成１０年６月１日から施行する。
附 則
　この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。
附 則
　この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。
附 則
　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
附 則
　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
附 則
　この要綱は、平成２９年１２月２０日から施行する。
附 則
　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附 則
　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。